

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会								
開催日時	令和7年10月24日（金）午後3時から午後4時30分								
開催場所	朝霞市役所 401会議室								
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>委員5名 高橋 直美 東洋大学教授 教授 橋詰 穂 三多摩法律事務所 加藤 陽子 十文字学園女子大学 教授 井上 俊輝 朝霞警察署 生活安全課生活安全・サイバー捜査係長 杉山 公子 朝霞児童相談所 虐待・相談部長</p> <p>事務局6名 福士 昌三 学校教育部長 関口 豊樹 学校教育部次長兼教育総務課長 横瀬 修克 学校教育部教育管理課長 手島 牧子 学校教育部教育指導課課長 深谷 俊輔 学校教育部教育指導課指導主事 倉林 大輔 学校教育部教育指導課指導主事 欠席者1名 三宅 太陽 学校教育部教育指導課指導主事</p>								
議題	<p>(1) 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する 基本的な指針（案）について (2) その他</p>								
会議資料	<table border="1" style="width: 100px; margin-bottom: 5px;"> <tr><td>資料1</td><td>次第</td></tr> <tr><td>資料2</td><td>朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会 条例</td></tr> <tr><td>資料3</td><td>朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する 基本的な指針（案）</td></tr> <tr><td>資料4</td><td>朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会 名簿</td></tr> </table>	資料1	次第	資料2	朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会 条例	資料3	朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する 基本的な指針（案）	資料4	朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会 名簿
資料1	次第								
資料2	朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会 条例								
資料3	朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する 基本的な指針（案）								
資料4	朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会 名簿								
会議録の作成方針	<p><input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 <input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 <input type="checkbox"/>要点記録 <input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 <input checked="" type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p> <p>会議録の確認方法 <input checked="" type="checkbox"/>担当課長による確認</p>								
傍聴者の数	1人								
その他の必要事項	公開								

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

深谷指導主事：

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。皆様こんにちは。

福士学校教育部長：

こんにちは。

深谷指導主事：

本日はご多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。今回の事務局を担当しております、朝霞市教育委員会学校教育部教育指導課深谷でございます。よろしくお願ひいたします。

福士学校教育部長：

よろしくお願ひします。

深谷指導主事：

本日、事務局の教育指導課長、手島でございますが、所用がございまして、遅れての参加となります。ご承知おきください。事務局の三宅太陽指導主事ですが、こちらは公務のため欠席でございます。代わりに、同じく教育指導課指導主事の倉林が参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、本会議でございますが、先日の指針検討会議の方で事前にご説明させていただきましたとおり、今回より朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例が公布されたことを受けまして、本会議を朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会として開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。

また、委員の皆様へ委嘱状は机の方に用意をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、本会議の公開について確認をお願いいたします。朝霞市の会議公開指針に基づき、検討会議は公開となります。よろしくお願ひいたします。

それでは、傍聴者の確認をいたします。

倉林指導主事：

本日は、傍聴希望がおりますので、傍聴席にご案内いたします。

深谷指導主事：

それでは、次第に従いまして、進行をさせていただきます。ただいまより令和7年度第1回教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会を開会いたします。では、朝霞市教育委員会学校教育部長福士昌三よりご挨拶を申し上げます。

福士学校教育部長：

皆さんこんにちは。本日は大変ご多忙の中、令和7年度第1回朝霞市教育教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会にご参加賜り、感謝申し上げます。学校教育部長の福士昌三と申します。会議に先立ち、お時間を頂戴いたしまして、少しお話をさせていただければと思います。令和5年度に発生いたしましたこのわいせつ事件は、未だに被害者関係者の心に大きな傷跡を残しております。魂の殺人と呼ばれる性暴力は言語道断

であり、決して許されるものではありません。私自身、埼玉県教育委員会、任命権者の立場で、教職員事故を取り扱う部署に所属していた時期もあり、不祥事根絶に尽力してまいりましたが、盗撮など決して許すことができない事案が後を絶たず、児童生徒を守ることができなかつたことを大変悔やんでおります。

さて、朝霞市の9月議会におきまして、朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例が可決されました。これまでお力添えをいただき開催いたしました指針検討会議を改め、地方自治法第138条の4の規定による教育委員会の附属機関として新たな船出となります。附属機関となることで、教育委員会から諮問された指針策定等の議事に対しまして、本協議会より答申することができるようになります。さらに、発生リスクのある教職員事故に関する第三者的なアドバイザーとして、これまで以上に実効的な教職員不祥事根絶の取組が進められると考えております。朝霞市議会、市議会議員の皆様からは、引き続き厳しいご指摘をいただいているところでございますが、我々教育委員会事務局といたしましては、教育は未来づくり、初めに子供ありきの信念を崩さず、児童生徒が安心して学校に通い、学び、育つ、学びの環境づくり、また保護者地域の方々が安心して児童生徒を学校に預けられる信頼に基づく学校運営実現を推し進めてまいります。連日、教職員による盗撮やわいせつ事件の報道が続く厳しい状況ではございますが、私たちは児童生徒の豊かな学びの実現のために、児童生徒の学びや成長を支え、日々奮闘している教職員を守り、「豊かな心でともに未来をつくる朝霞の教育」を実現させてまいります。皆様のお力を借りしながら、覚悟を持って邁進してまいります。本日は限られた時間となりますが、よろしくお願ひいたします。

深谷指導主事：

続きまして、本会議の会長でございますが、改めて協議会として会長を選出させていただきたいと存じます。朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会条例第6条に従いまして、委員の互選によって決定をしたいと思います。

特にご意見がなければ、検討会議と同じとなりますが、東洋大学教授高橋直美先生にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

橋詰委員：

異議ありません。

深谷指導主事：

では、ご承認いただけますか。拍手をお願いいたします。

高橋会長：

それではよろしくお願ひします。

参会者

よろしくお願ひします。

深谷指導主事：

ありがとうございます。賛成多数ですので、会長は高橋直美先生が承認されました。よろしくお願ひいたします。

それでは高橋先生、前の席にご移動をお願いいたします。

次に、高橋会長より一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

高橋会長：

任命に預かりました高橋でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私、幼児教育振興協議会といいまして、保育所、幼稚園、小学校の連合会の会長をしておりまして、朝霞というのは本当に子供たちが伸び伸びと育って、いい環境にあると思います。また、東京にも近いですし、新たな人たちがたくさん入ってきて、子供もたくさん増えている。そんな環境の良い場所です。子供たちがすくすくと大きくなって安心して学べるような環境を是非作っていきたいと思います。そのためには、まず先生方の環境作りというのも大切になりますし、それからみんなで支えるという支援も大切になると思いますので、皆様のお力を是非お貸しください。どうぞよろしくお願ひいたします。

深谷指導主事：

ありがとうございました。それでは、これより議題に入らせていただきます。条例第8条に従いまして、議事の進行を高橋会長にお願ひいたします。

高橋会長：

それでは議事の進行に移らせていただきます。最初に（1）ですね。朝霞市教職員等による性暴力等の防止に関する基本的な指針案について、前回からの変更点がございますので、事務局からご説明をお願ひいたします。

深谷指導主事：

はい、では、こちらから説明させていただきます。ご用意しております資料に、指針案をご用意しております。こちらに前回の会議から変更した箇所を赤字で表記をしておりますので、そちらを主にご覧いただきながら、ご説明させていただきたいと考えております。では、少し区切りながら、ご説明をさせていただきます。

まず1番目、4ページでございます。本指針の基本理念に当たるところでございます。こちらに前回の会議では、人権という言葉、尊重という言葉を付け加えるようにというふうに、ご意見をいただきましたので、こちらに人権という言葉を、この基本理念の中にもしっかりと位置付けをさせていただきました。まずこちらをご確認いただければと思います。一旦、ここまでとさせていただきます。

高橋会長：

すみません、ご確認は赤字のところだけでよろしいですか。

深谷指導主事：

そうですね、はい。

高橋会長：

はい。皆様方いかがでしょうか。前回の案を取り入れて、人権という言葉を、各所に散りばめています。それから4行目からですかね。安全で健やかに成長できる学びの場を保障する責務というふうな言葉も入っております。これに関してはいかがでございましょうか。よろしいですか。はい、では、お願ひします。

深谷指導主事：

引き続き、前回からの変更点をこの後説明させていただきます。では、8ページにございます。性暴力等が発生した際の対応についてというところで、フロー図の方を用意しております。こちらの方では、学校が対応するというところで、大きく真ん中の方で赤字

でございますが、警察の指示に基づきながら聞き取りを行うことがあるだろうということで、前回書いていたものでございますが、状況によってはそこに至らない、警察からの指示を受けない場合もあるのではないかというところで、「状況によって」という記載に変更させていただいております。また、「関係機関との連携」という箇所は、文言をこのように整理させていただきました。

続きまして、9ページでございます。こちらは時系列のフローとして書いているものでございますが、こちらの方では「教育委員会の対応」というところで、まず教育委員会でも情報の収集、事実の把握することを記し、後に、学校と対応しながら同時に進めいくことも出てくるかと思いますが、下の方に出ております「県教育委員会への報告」、そして、「協議会の協力を要請」といった文言を付け加えさせていただいております。また、少し時系列が後ろにはなるかもしれません、一番下のところに「協議会への報告」ということで、指導・助言を受ける。そして、再発防止について調査・検証の実施といった形で協議会とも関わってくるというところも、このように明記をさせていただきました。

さらに進めさせていただきます。次のページでございます。10ページ目になります。こちらは4番の学校における対応というところで、前回はこちらの点検・見回りというところで対応していたんですけども、埼玉県より県立学校における盗撮防止等ガイドラインというものが出来て、それに基づき朝霞市の方でもガイドラインを、そして各学校でも校内ルールを作成というふうに進めておりましたので、こちらを文言として明記をさせていただきました。

もう少し進めさせていただきます。続いて11ページでございます。3番の「教職員の指導に係る不祥事発生のリスク要素について」という文言を入れておりますが、こちらの方では、本市に勤務していた教員が起こした事案を受けての検討報告書を教育委員会で出しております。そちらで不祥事発生のリスクということで掲げているところを、改めてこの指針の方でも再掲させていただきました。中では、過度な上下関係とかグループといった関係性に陥らないように、適切な関係を保持していくというところを、この指針の中の文言としても改めて明記をさせていただいております。また、前回の指針検討会議でご意見いただきました、児童生徒と私的にやり取りをしているというのはどうなのかという点について、こちらも禁止している旨をお伝えしましたが、この指針にも明記をした方がいいのではないかというご意見を頂きましたので、こちらの方はすでにに行っていることではありますが、改めて指針の中にも明記をさせていただいたという次第でございます。

さらに、もう少し進めさせていただきます。13ページでございます。5番で管理職を核とした異変を見逃さない組織体制づくりということで、こちらについては、管理職が風通しの良い組織づくりに努めるということで、小さな違和感や小さな異変を拾い上げるというところを努力する必要があるということを謳っております。学校で行っている倫理確立委員会あるいはセルフチェックシートの活用といった内容で、対応できる組織を作っていくようにと、文言として付け加えをさせていただいております。また、下の一番下の丸になるところですけども、こちらには実際の事案に対応するチームをつくるというところで、さわやか相談員という中学校の方にはそのような相談員がおりますので、こちらもチームの中に入れるということで付け加えさせていただいております。

さらに進みまして、17ページ。「被害を受けた児童生徒本人からのヒアリング」ということで、5番のところでございますが、こちらにはヒアリングの聞き取りの仕方ということで明記をしております。こちらの方では、聞き取りをする際の人選、どういう人を聞き取りに当てるのかとか、どういうふうな聞き取りをするのかというのは、場所や聞き方についても明記をした方がいいのではないかというご意見を前回頂きましたので、こちらの方に記載をしております。レイアウト例ということで、こちらも東京都の資料

も参考にさせていただきながら、記載をさせていただきました。

もう1点だけ説明で恐れ入ります、20ページになります。9番、「周囲の児童生徒への対応」というところで、○の三つ目、真ん中辺りにございます。被害を目撃した児童生徒の保護者に対してというところで、どういうふうな対応をするかという意見がございましたので、こちらの方で記載をさせていただきました。ケアを含めて支援をしていくということと、被害の内容が周囲に漏れないようにということは理解を得られるように説明をしていく必要があるという文言を加えております。そしてもう一つ、10番でございます。校内の教職員への情報共有についてはどういうふうにしていくのかというご意見も前回頂きましたので、こちらの方では校内の教職員についての情報共有の仕方ということで、最低限の情報共有をしていくということを明記させていただきました。また、問い合わせがあった場合は迅速な回答ができるようにということで準備をしておくと明記させていただきました。長くなってしまい、恐れ入りますが、3番4番というところで、前回の会議でご意見を頂いたところも踏まえて修正した箇所をご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

高橋会長：

では、今ご覧になっている資料を基にして以下のことについてご協議いただきたいと思います。まず、前回からの変更点につきましては、皆様のご意見を基に、また新たな資料を基にして作成されておりますけれども、そちらの方はいかがですかということと、それから、あ、やっぱりここもとか、あるいは、この表現もということがありましたら、何かご意見頂ければと思います。少し時間を取りますので、是非、皆様ご確認ください。

橋詰委員：

そうしたら、はい。

高橋会長：

はい、橋詰先生、よろしくお願ひします。

橋詰委員：

はい。修正点だけじゃなくて、それ以外のところも含めて、この今のパートもということでおよしいんですよね。意見を述べさせていただいても。

高橋会長：

よろしくお願ひします。

橋詰委員：

ちょっとこれまでの会議の場で意見申し上げたかは、はっきりと記憶はないんですが、被害児童の保護者について、どこまでケアができるかなということが気になって見ておりました。具体的には、16ページの一番下、丸5のところですね。「被害を受けた児童生徒からのヒアリング」のところと、それから19ページの丸7のところですかね。この2箇所に、被害者の保護者が登場しているのかなというふうに思っておりますが。問題意識としては、まず保護者への情報共有、第一歩の情報共有をどうするかということ。それから、その後に起こることとしては、お子さんから状況を学校で確認しますということの同意を取ること。そして、ヒアリングをする時に保護者の同席を求めるかどうか、そこの意向確認をすること。多分こういう3つの場面が出てくると思うんですね。そこについて多分どこにも何も書いてないと思います。まあ、唯一19ページの丸7ところ

の頭で、被害児童生徒の保護者に対しては学校内で対応する教職員を決めるということで書いていただいてますが、情報共有をどの段階でどうするのかということが、多分これ読んだ教員からは分からぬと思うので、今の情報共有、それから、ヒアリングの同意あるいは同席の有無、そこについてのある程度ベースになるところは書き込んだ方がいいのではないかなどというふうに思いました。

で、ちょっとこれどうなんですかね。まあ、普通に考えると未成年の子からヒアリングをする時に、まあ悪さした子のヒアリングをする時に保護者の同意を求めるですよね。いちいち求めてないかもしれませんけど、やっぱりちょっと事の重大性を考えると保護者の同意は必須なのかなと思うので、これ、ごめんなさい。井上委員に伺っていいですかね。警察ですよね。ごめんなさい。警察で未成年の被害者からヒアリングをする時って、保護者の同意って取ってますか。

井上委員：

取ってます。

橋詰委員：

取ってますね。やっぱりそうすると取るですよね。はい、ありがとうございます。なのでちょっとそこが、必要かなというふうに思いました。保護者の同意に関しては以上です。

それからもう1点、別のことですけれども、17ページのところでレイアウトの例なども書いていただいている。この例の図も今回初めてですよね。前の会議では出てないですよね。

深谷指導主事：

出ていません。

橋詰委員：

はい。で、まあもちろんこれは一つの方法かなとは思うのですが、まあなんか、不思議なもので、レイアウト例とか書いてあっても、なんかこれでやらなきゃいけないのかなという感じがしてしまう。まあやっぱり、これ対象小1から中3ですよね。そうするとやっぱり小1と中3で全然違うと思うんですよね。配慮の仕方とか。なので、ちょっと、まあ書くとしても、これがあくまで例であることとか、学年とか年齢に応じて、性別に応じて、配慮をして、もっと柔軟にできることとか、場合によってはいくつかの例を出してあげるとか、何かそういう工夫が必要なんじゃないかなというふうに思いました。

それから下の17ページの一番下、聞き取りシート、聞き取りシートは14ページの一番下でも、今回赤字で「聞き取り」シートって書いていただいてますけど、これ一番下についてるのが聞き取りシートですよね。確か28ページですね。前回意見交換したんでしたっけ。前回とかこれまでの会議では。多少意見は申し上げたのかな。はい。この文言はいいんですけど、実際にヒアリングする時のことを考えると、多分体を表す図、イラストは必須じゃないかなって思うんですよね。例えば小1の子にどこ触られたの、と聞いて。それがまあプライベートゾーンとかいうところを、まあそもそもどういう言葉で彼らが言えばいいのか、幼稚園までで習ってる言葉で、まあ言うしかないんだと思いますけど、それでは多分表現しきれないものも出てくると思うので、そういう意味でここというふうに示せるような、小学校なら小学生の男の子、女の子の教科書とかそういうの載ってるやつでいいと思うんですけど、ここを触られたということでマークできるようなものというのがあってもいいのかなというふうに思いました。これもちょっと井上

さんに伺いたいと思ってるんですが、警察の方でなんかこういう性的な被害とかの時に、そういう体の図でっていうものって使ったりってあるんですかね。この私、事件記録で見たことがなくて。

井上委員：

本部に報告する身体的虐待を受けている子の負傷部位なんかは、図で表現したりする報告をしたりはします。

橋詰委員：

それはイラストを用意していて、それに描いてもらって。

井上委員：

描いてもらうっていうか、こちらで描いてみたっていうふうに知らせるようなことはしてるんですけど、それ以外では基本的には言葉ベースでやってますね。

橋詰委員：

ありがとうございます。杉山さん、児相の方ではどうですか。性的被害の時のそういうイラストみたいなものがありますか。

杉山委員：

あります。はい。様式として揃えてます。

橋詰委員：

はい。であれば、ちょっとそれを参考にということかなと思います。はい。大きなところでは、その点について、意見を申し上げようと思いました。以上です。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。確かに保護者の同意は必ず必要だと思いますので、どこに入れたらよろしいですかね。場所的には。

橋詰委員：

まあ、保護者への対応なんでしょうね。メインとしては19ページの丸7なんでしょうね。「被害児童生徒の保護者への対応」ということで、第一報の報告、それからヒアリングについての同意を取る。で、同席について確認するという、多分ここに入れるんだろうと思いますが、ちょっと今意見を言いながら恐縮ですが、そうすると丸5のところでも、本人からヒアリングする時に、親御さんにちゃんと同意取ってるよってことは伝えてあげないといけないですよね。だからなんかそこら辺のこうちょっと入れると、こっちもっていうのは現実を想定していただいて、次何が起こる、何が起こる、でもっていっていただくといいかなと思いました。

高橋会長：

ありがとうございます。では、最初に丸5のところの本人からのヒアリングのところに、保護者の同意を取っているということを本人に伝えた上に、ということを一言明記して。それから先ほどの保護者への対応のところにも、同意を取るということを明記していただくということでよろしいでしょうか。それから28ページ、先生がご指摘されました聞き取りシートですけれども、まあ整形外科とかに行っても、このところとかつ

ていうふうな図があると思いますけど、そんな感じで杉山先生よろしいですか。

杉山委員：

何でしょう、本当にこう、人の形を線で描いたようなのですが、よろしいですか。はい。

高橋会長：

ということで、すいません。そちらも追加お願いいいたします。

福士学校教育部長：

補足なんですけども、学校によっては保健室でよく子供たちが怪我した時の対応で、やっぱり低学年の子がなかなか表現できないので、体のイラストがあって、ここがどう痛いっていうことを取り組んでいる学校もあるようですので、そういうものも参考にしながら検討したいと思います。

高橋会長：

はい、お願いいいたします。

橋詰委員：

できればちょっと僕、物を見てないからわかんないですけど、前から見たのと、後ろと。ね、お尻を触られるのとやはり前を触られるのと違うと思いますから、ちょっと使いやすさを考えていただくといいかなと思いました。

高橋会長：

ということで先生、橋詰先生よろしいですか。

橋詰委員：

いいです。はい。

高橋会長：

ありがとうございます。はい。

横瀬教育管理課長：

今の貴重なご意見を頂いた中で、教えていただけたらということと、今ちょっと状況についてお話をできたらということなんですけれども。被害が起こった事案に対して、被害児童生徒の聞き取りをしている際に、該当の保護者等に面談をしたりして、確認を取りながら児童生徒の状況を確認していくということをやっていく中で、場合によっては保護者の同席も求めて実際に面談等を行っています。で、教えていただきたいのは、その時に被害に直接遭われた児童生徒以外の周りにいる保護者、それは事案の大きさにもよるとは思うんですけども、要するに周りで心配している方たち、保護者たちがたくさんいた中で、そういう方たちへの情報提供ということで、場合によっては懇談会等を開くこともあるんですよね。その中で、該当の被害児童生徒の保護者、あるいは周りでそれを心配している保護者の心理的な部分でいろいろ困っていること、悩んでいること等あれば、面談等もカウンセリングをやりますよというような案内をしていたりするんです。そういう保護者への対応という中で、そういう面談等も実施していたことも、ここに入れ込んでおいた方がいいのかどうか、あるいはここの場合だと、あくまでも被害

児童生徒に限定した話として、進めていった方がいいのかどうかというところで、委員の皆さんのご意見を頂けたらと思います。

橋詰委員：

私の意見としては、そういうしたものも書き込めるのであれば、もう一つ項目増やしてそれを書けばいいのかなと。要は事が起きた時に、学校がこれに従ってどうするか。で、当然今おっしゃったような場面というのは、学校現場では悩むとは思うので、書かれてあった方がいいかなと思いました。あとは、今の話だと、いわゆる緊急保護者会みたいなものとか、そういうところである程度情報提供しなきゃいけないってあります、時に提供する情報については、やはり被害者と保護者ですかね、同意を取りながら、ここまで情報であればというところは確認してあげないといけないかなと思うので、そういったところも含めて、ちょっともう1項目必要なのかなというふうに思います。

横瀬教育管理課長：

はい、ありがとうございます。

高橋会長：

はい、お願ひします。

手島教育指導課長：

今のお話でいうと、20ページの今回丸9で加えたところに、「被害を目撃した児童生徒の保護者に対しては」というところを入れさせていただいているので、そこにちょっと付け加えるような形で入れさせていただくということで検討したいと思います。

橋詰委員：

丸9のところは、あくまで当該行為の直接的な目撃者、ケアが必要な子という趣旨なのかなと僕は理解していて、今先ほどおっしゃった意見は、それ以外の全保護者にどう対応するかとか、そういうところだと思うので、まあ各項目毎に同じか別にするかはどちらもあると思いますけど、中身としては結構な量になるかなと思うんですよね。僕は分けた方がそもそも丸9はそういう趣旨では書いていないので、目撃したっていうことはまた別項目かなというふうには思っています。

高橋会長：

では、保護者の対応ということで、別項目で一つお願ひをできればと思います。で、すみません、一つ抜かしてしまったんですけれども、今、橋詰先生がおっしゃったページのレイアウト図の例なんですけれども、他にも載せるということで、例えば、杉山先生、児相ではどんな感じで行われていますでしょうか。

杉山委員：

児相は何でしょうか。レイアウトの例としては、一つですね。一つだけですね。ただ、もちろん年齢によって、椅子の高さを調整するだとかっていうのは、言葉で補われている感じです。だから、レイアウトとしては何でしょうか、皆が想像するそういう時の面談のレイアウトはこう同じな感じです。年齢に応じて使い分けてはいないですね。

高橋会長：

わかりました。ありがとうございます。

橋詰委員：

でももう1回聞きたいのは、ここに書いてあるレイアウトとはまた違う形ですよね。これではないですよね。

杉山委員：

そうです。まあ、でも何でしょうか、聴取する人と子供は対面しないっていうのは似た感じですかね。で、テーブルなども置くっていうのもそのとおりで、まあ録音とか記録者とかは入らないので、形としてはこの形です。はい。

高橋会長：

加藤先生、すみません。カウンセリングの際はこんな感じでされているのでしょうか。

加藤委員：

カウンセリングとはちょっと違うと思うのであれなんですけれども、対面をせずに並列とか、90度で面接をして、記録者は入らないとか、外で見ているっていうのはオーソドックスな形だと思います。で、学年に応じて違うっていうことと、保護者が入るのであればどうかっていうことは、やはり追記はした方がいいかなって思うんですが。ここまで会話の中で、保護者の同意を取って速やかに進めていくっていう流れだったと思うんですが、個人的に私がこれまでスクールカウンセリングとかで相談を受けている際には、例えば保護者を介さずに教員に相談があったりとかした時に、子供が第一に言うことでよく聞くなというのは、「保護者には知らせないでほしい」ということをたくさん言うと思っていて。でも、知らせないことはないんですけども、その時の保護者の守り方と、保護者から通告してきた時の保護者の守り方というのは、少し子供との距離感とかも違うと思うので、文言をどうするかは難しいところだとは思うんですけども、そこは何か今伺っていて、保護者への同意を優先してしまうと、子供の心がちょっと、特に思春期の子とかは厳しいだろうなというのと、あと聞き取り調査の時も、体を見せること、多分児相もそうだと思うんですけども、体を見せることのグッとくる具合というのも、やっぱり自分で指し示すことの厳しさみたいなのもあるので、少しフレキシブルに、余白があった方が個人的にはいいかなと。指し示すことっていうのは、自分で何て言うんでしょう、さまざまとわかってしまうことなので、そこに対する配慮っていうのは、やっぱり学校の先生がするにしてはハードルが個人的には高い気がします。で、レイアウトも、例えば保健室でやったりとか、空き教室でやると思うんです。児相とか相談室のように、何かこう構築された場でやることではないと思うので、最低限、こういう形で面と向かわないとか、今杉山先生がおっしゃっていたようなチェックでっていう形で、少し柔軟性があった方が現場の先生は対応しやすいのかなと、思ったりはしました。

高橋会長：

ありがとうございます。確かに大学生でも結構親には言わないでほしいみたいなこともありますし、そこら辺は、児童生徒の意見を第一にということですかね。

橋詰委員：

そうですね、難しいですよね。本当に現実的にはその問題があると思うんですよね。多分、理屈的には、仮に先に同意が取れなくても、推定的な同意の元で最低限緊急避難的に話を聞くとか、例えば中学生ぐらいだと、そういう意思表示は、あるいは小学校の高学年かな、やっぱり尊重しても大丈夫なのかなと思うんですけども、小学2・3年生までの子がそう言った時に、果たしてそれで…。例えばそれで傷ついて、子供が塞ぎこんじゃつ

て、ヒアリングすごい、ヒアリングされて傷ついたでトラブルがあった時に戦えるかというと、なかなか厳しいかなっていう、その悩みはあります。はい。でもフレキシブルで、やっぱ年齢に応じてのフレキシブルさはあっていいと思います。原則としてとか、そういう方も多いとそういうことになるんですけどね。はい。

高橋会長：

事務局大変かと思いますけれども、そこら辺はうまくこうフレキシブルさを。

手島教育指導課長：

いくつかこういう手立てがあるっていうような書き方の方がいいということですね。別の状況に応じて、こういった手立てがありますっていうのが読んでわかるような形にしてみたいと思います。

高橋会長：

先生方にお伺いなんです。このレイアウト図は必要でしょうか。レイアウト例って、書いてあると、これがモデルになっちゃうから、しなきゃいけないみたいに思われてしまうのではないかっていう、もう少しこうなんか、まあ、しゃちほこばらないというか、そういう聞き方もあるのかなとは思うんですけども、いかがですか。

加藤委員：

個人的にはあった方がいいと思います。学校で面談とかっていうと、絶対こうなると、あえてこうしている図を見せた方が、先生方は、向き合ってしまう気がします。

高橋会長：

確かにいつもの感じですね。

加藤委員：

はい、多少隙間があっても目線を下げて目を見ながら聞くっていう、教師の美德がそこに出てしまつてしまうと、ちょっと苦しいものがあるかもしれませんと思ったり。

高橋会長：

レイアウト図の例の下にでも、椅子は90度にするとか、目を合わせない90度っていうかね。

加藤委員：

対面って言い方しますか、正面か。対面？

高橋会長：

対面とか、そこら辺は工夫をしてもらうみたいなことで書いていただくと多分なんでこういう図なんだろうってわからない人もいるかもしれませんので、ここら辺の説明をちょこちょこって書いていただいて、こんな感じでっていう、例ですよということを示していただければと思います。

橋詰委員：

個人的な言葉の使い方で、レイアウト例というよりは、レイアウトの一例の方がまだ拘束力が弱まる感じが。

高橋会長：

確かに一つの例ですよね。はい。

横瀬教育管理課長：

このやっぱり記録者と聴取者は離れていて、子供を挟んだ方がよろしいですか。

杉山委員：

いや、記録は後で。

横瀬教育管理課長：

記録っていうのを見ることで、子供ってすごく本音というか、心の部分をなかなか見せづらいものだなという気がすごくする。ただ、作業としては実際に必要なので、必ず多分聞き役と…。

杉山委員：

これ録音しようと思つてますか。

横瀬教育管理課長：

これだとそういうことになるんですよね。

杉山委員：

先ほど録音はないって言い方をしたんですが、見えない形という意味で。子供にも説明します。録音しますって。

横瀬教育管理課長：

で、実際この大人と子供を挟むっていうことが、子供に対しての心理的な圧迫になるのかどうかっていうところをちょっとこう気にかかるところではあるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

杉山委員：

児童相談所は二段階でやってるんです。初動は二人体制でやります。二人で、一人で聞くっていうのをやります。そうですね、すいません。だから、そうなると記録者はあまり子供の視界に入らないところみたいな形でした。すいません、はい。

福士学校教育部長：

その辺りもちょっと工夫をさせていただいて。まあ、レイアウトの一例ということで、2パターンぐらいあっても今いいのかなっていうふうに、ご指摘のとおり、学校の方が今までの聞き取りで、多分学校によっても配置が違いますので、保健室って割と職員室から離れているところにあるケースもありますし、そっちの方がいいケースもあれば、やっぱり校長室やその隣に会議室があったりすると、そういうところの方が効果があるっていうこともありますので、今頂いたご意見なんか参考にしまして、例を一つ、二つぐらいちょっと考えてみたいと思いますので、またご意見よろしくお願ひいたします。

横瀬教育管理課長：

やっぱりポイントとしては、ごめんなさい、向き合わないということと、記録等を取る時はそれをちゃんと断るということと、そういった確実にこれだけはというような項目

が何個かあると、教員も実際に動く時に落とさないのかなというふうには思うんですけれども。何かそういった、もし確実にここだけはというようなポイントがあれば教えていただければいいかなと思います。

高橋会長：

対面にならない、それから、あとは記録者、これ記録者って例えば後ろにいた方がいいんですか。これだと横並びになっちゃってますけども。

加藤委員：

普通は、児童とかの視界に入らないっていう理解だと思います。

高橋会長：

これ、児童生徒の後ろとかに配置した方がいいですか。それとも…。

加藤委員：

後ろは後ろでどうなんでしょう、どうなんだろうな。

福士学校教育部長：

これまで話を聞き取りする時は、例えば担任と児童生徒が向き合うような形で、例えば学年主任さんが側にいたりというケースもあります。ですので、場合によっては保護者がこの記録者の位置に来るケースも考えられると思うんですね。だからその辺りもやっぱり一例ということで、ただある程度最低限のことを学校に示さないと、会長からもあったとおり困惑をしますので、そうですね、記録者の位置については大体この図で言うと、このちょっと向きを変えてこの辺にあるのが大体多いんですかね。

杉山委員：

本当に部屋の形によっては視界に入らないってことができない可能性もあると思うので、できればそういうところを用意する程度で、それこそ学校場面だと、どの先生かを結構お子さんは分かってますものね。初めましてでもないので、すごくこだわることではないのかもしれないなと思いました。

福士学校教育部長：

はい、わかりました。今ちょっとお話を伺ってて、場合によっては、例えば家庭訪問先、ご自宅で話を聞かなきゃいけないことっていうのも、もしかしたら考えなきゃいけないのかなということもあったと思いました。実際には、例としては少ないかなと思うんですけども、確かに柔軟に対応できるような形で少し余白を残していただけると、学校の方も動きやすいのかなと思います。もちろん警察が入ることもありますので、警察からもアドバイスをいただきながら進めるようになるかなと思いますけども、意見でございます。

高橋会長：

ありがとうございました。確かに学校に来られなくなっちゃったりとか、今もう警察が入ったら警察にお渡しすることになりますので、こちらはもうフレキシブルにということで、はい、お願いします。わかるようなまた表記をお願いいたします。橋詰先生のご指摘はこんなところでよろしいでしょうか。ありがとうございます。杉山先生、加藤先生、それから井上様、いかがでございますでしょうか。何かありましたらお知らせくだ

さい。すみません。私から杉山先生、加藤先生にお伺いしたいんですけども、28ページの聞き取りシートがあるんですけども、例えば実際に先生方が聞き取りをされる時の、具体的な言葉の選び方とか、あるいは話し始めというか聞き始めとか、すごく緊張されると思うんですけども、どんな感じで進めていったらいいのかみたいなのは、とりあえずまあ例みたいなのがあると先生方も進行しやすいのかなとは個人的に思うんですけど、いかがでございますか。

杉山委員：

誘導することなくっていうのがすごく重要だと思っているので、一番初めの言葉かけとして多いのが、心配なことがあるって聞いたけど、そのことについて話してって、まず言います。はい。それでも出てこなかったら、児童相談所の場合、具体的に連絡を受けて対応するので、○○先生に○○っていうことを話したけども、そのことについて教えてっていうような段階で言っていきます。それでも話が出なかったら、困ったことがあつたらまた先生に話してねって言って引き下がります。

高橋会長：

ありがとうございます。何かそこら辺も多分一番最初の言葉をかけて、下手をしたら誘導しちゃうことになるかもしれない、ここら辺もちょっと例として、まあ挙げていただけたといいかなって思います。加藤先生、いかがですか。

加藤委員：

そうですね。こういうことがあったんでしょって、初めから大人側から言わないっていうのは、マニュアル的なところなのかなと思うので、私もSCだった時は、困ったことがあるって聞いたけど、ここで聞ける時間かなと思ってるんだけど、お話できそう?っていう形で聞いてみるかな。っていう感じなんですが、なんとなく学校の先生は、そこはそんなに指導って思わなければ、大丈夫なんじゃないかなっていう、決して指導の場ではなく、本人の困りを聞いていくっていうことが徹底されていれば大丈夫なのかなっていうふうに思ったりしました。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。

福士学校教育部長：

よろしいですか。もちろん緊急性がある場合がありますので、状況にもよるかと思うんですけども、例えば外傷があるとか外傷がないとか、あるいは、ここに至るまでの情報源の量によっても、一番最初の聞き方が変わってくるのかなと思いますので、いくつか例を出すのは私もいいかなと思うんですが、逆に縛られないような形の例には検討させていただければと思います。

高橋会長：

是非お願いします。多分、面談をされる先生方もすごく心配だと思うんですよね。それなので、先生方にもご負担をかけないで、子供にも負担をかけないで、気楽に話してもらう。気楽に話せないとは思いますけれども、自由に話せるような環境を作らないとかなというふうに思いました。

福士学校教育部長：

普段の信頼関係ができていれば、困った子供は困った子供がいれば、担任を、あるいは先生を頼ってくれると思うんですね。そういうところを糸口にして教員が聞き出すというのは、先生の得意な部分ではありますので。

高橋会長：

ありがとうございます。橋詰先生、聞き取りにつきまして、これ言っちゃダメだよみたいなのがあったら。

橋詰委員：

いや僕はそこは専門じゃないので、先生方の方が。

高橋会長：

先生方の方で。はい、どうぞ。

深谷指導主事：

申し訳ありません。聞き取りシートの話題が出ていたので、先にこちらを説明させていただければと思います。別紙1、別紙2とそれぞれ28、29ページにご用意しているところでございます。ご覧いただければと思いますが、今回は別紙1という新しく作った形でございます。前回の別紙2についての方が、最初聞き取りで使うものとしていたんですが、非常に項目立っていて、聞く子供の言葉をまま書くっていうのはちょっととても難しいというふうなご意見を頂きましたので、今回フリーに書けるという書式を用意した形でございます。ただ、その中でもここは確認してほしいということでチェック項目を作るということで、先ほどお話にも出ておりました児童生徒を誘導することなく、最小限の聞き取りをしていくことと、児童生徒の言葉をできる限りまま記録する。児童生徒を非難したり否定したりすることは絶対にしない。感情的な言葉遣い、無責任な言動を取らないといった項目を一応聞き取る前の確認だよという意味で、こちらにチェック項目としての記載させていただいて、以後は子供の言葉を書き取るというふうなシートというふうな形で用意をしております。で、ここで聞いて、それを踏まえてということで、教育委員会あるいは校内で共有するための報告シートというのが別紙2というもので用意したものでございまして、こちらの方に聞いたことというのを記録していくという形になっております。被害内容のところで、指針の前段の方に出ている内容というところと合わせた方がいいのではないかというご指摘も頂きましたので、こちらの方の内容も変えてということで載せております。こちらの2枚のシートについての説明は以上でございます。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。

橋詰委員：

今の点で質問いいですか。28ページは当該被害生徒の名前はどこに出てくるんですか。聴取者ではないんですよね。そうすると聴取対象者が誰かということと、それから29ページでは性別が出てこない。

高橋会長：

ああ、そうですね。性別がないですね。

橋詰委員：

1個隙間が空いてるから、ここに性別を入れてもいいと思いますけど。で、そうすると報告シートに書いてある情報のうち、聞き取りシートには被害生徒の名前だけでいいのか、他にも最低限の情報をこっちにも乗っけるのかというのは、そこはちょっと検討していただいて、どこまでは必要かということは、ちょっと検討が必要かなと思いました。はい、以上です。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。確かに学年とかっていうのも必要ですよね。

橋詰委員：

そうですね。だから初動報告の時にも学年が出てこないですからね。学年が出てこなくて年齢は出てくるけど、何年生って出てこないですよね。学校で聞くうちは、やっぱり何年生というのが必要かもしないです。ちょっと改めて情報関係は確認していただい

て。

高橋会長：

そちらに項目を増やしていただけるということでお願いします。

橋詰委員：

ちなみに聞き取りシートは初回聞き取りのみを想定しているんですか。

深谷指導主事：

一応、最初の聞き取りというふうなイメージで。

橋詰委員：

2回目以降どうしますか。記録は。

高橋会長：

はい。どうぞ。

福士学校教育部長：

今我々の想定としましては、2回目についても警察が入っているというような状況も想定しておりますので、おそらく事実がわかった段階で、当然警察の方に捜査依頼の通告になってきます。で、我々としては多分2回目以降は事実確認もそうなんんですけど、今後のケアとかそういう方向にシフトしていくものではないかなというところは考えておりますので、その辺りもちょっともう一回整理をしていきたいなと考えています。

高橋会長：

ありがとうございます。

橋詰委員：

まさに警察が入らないケースも当然さっきのフロー図で想定するという話があったのと、私の感覚だと大半は警察入らないんだろうなと思うんですよね。よほどのことがない限り。そうすると、警察に仮につなぐとしても、学校で、初回だけじゃなくて複数回聞

き取りを。初回はもう慎重に短時間でほんと最低限。その中で、総合を考慮して、やっぱり学校でもう少し聞こうとか、場合によっては警察に相談したけれども、学校でもうちょっと事情を聴いて確認してからじゃないと警察も何もできません、ってこともあり得ると思うので。そうするとやっぱり学校で複数回聞き取ることは想定しておくべきだと思いますし、それが28ページで全部やっていくのか、そうじゃないのか。やっていくのであれば、当然記録の年月日もそうですけど何回目とか、そういうことも入れた方がいいんでしょうし。実際の場面を想定して、ちょっと準備していった方がいいかなと思いました。

高橋会長：

ありがとうございます。私もそこのところ心配します。もし、警察に連絡するものであれば、例えば、警察で必要な情報等も、こういうことを聞いてほしいみたいなものを、付け加えて、2回目以降の、シートには書いていくみたいなのも、お互いのためには必要かなというふうに思いました。

加藤委員：

いいでしょうか。わからないんですけど、あまり複数回聞くものではないという考え方も一方にはある気がするんですが。複数回聞かないように録音をしているという印象を持つのは私だけでしょうか。

杉山委員：

多分初回に何らかの発信があるわけですよね。発信があって、この聞き取りシート登場です。そうなるとこの聞き取りシートで、始め、できるだけ、誘導なく話を聞きますが、その後に例えば、いつとか、どことか、具体的な質問をしていくべきだと思うんですね。なので、子供が一度発信してこういうことがあった。で、聞き取りっていう場所を設定したら、そこで、終われるようにする方が良いのかなって思います。

加藤委員：

はい、なるべく複数回にしないっていうのは多分前回の会議から出ていて、いつとかそういうことを書くと多分誘導になるから、ここから省かれたんだとは思うんですけど。言葉をそのまま書くんんですけど、大事な、いつどこでどんなことがあったかっていうのは、多分被害日時がここに一応報告シートであるってことは、これとこれは一緒ですか。そうですよね。

深谷指導主事：

はい。情報共有するための報告シートかなと。

杉山委員：

なので多分、子供の言葉をそのまま聞いたという、やっぱり具体的なことがもし出てきてないなっていうのは、誰か別の人人がチェックしないと、聴取している人が、うんうんうんってこう集中して聞いているので、漏れてることがわからない可能性があるかもしれない。もしかしたら、記録者が、いつとか出てきてないなとか、誰っていうのがちょっと不明確だなって思ったら、もうちょっと特定できるように聞いてみようとかって、その場でやった方が良いかなと。1回で済むかなと。

加藤委員：

司法面接で、後ろにいる人とかとやり取りができるんですけど、学校で多分そうじゃないから、二人いたりする意味ってそこにあると、記録者は、「いつ」が出てないなと思ったら、どうすればいいのかっていう想定を今想像しても想像できない状況なんですが。複数回、3回も4回も被害のことを聞くっていうのは、やっぱりちょっと子供の心理的外傷っていうことを考えると、望ましくないんじゃないかなと思いました。

深谷指導主事：

チェック項目のスペースがちょっと空いてるんですが、そこに記録者のチェック項目みたいな形で、いつどこでっていうそのあの報告につながるような、最低限の情報は聞いてるかなっていうものをちょっと付け加えておけばいいですかね。

加藤委員：

これが1枚だってわかっていたら。どうでしょう…。難しいですね。チェックはあってもいいかもしないですね。いつっていうのを聞いたとか。ただ、この前の議論だと、違いましたっけ。それがちょっと、誘導になってどういう聞き方になるかというような感じだったような気がして。

深谷指導主事：

項目立てが多いと、児童の言葉どおりっていうところが記録しづらいのではないかとか、誘導につながってしまうのではないかというご意見は頂いておりました。

加藤委員：

はい、これだったような気がするので。ただ、2回、3回は想定せずということであれば、そのチェックはあってもいいのかもしれません。

高橋会長：

聞き漏らしがあるとちょっと大変ですからね。もう一度。杉山先生、そんな感じで大丈夫ですかね。

杉山委員：

自由に発言して、自由にといつても、順番に話してっていう言い方を児童相談所はします。自由にといふか、セリフが決まっていて、セリフで話していくので、何があったの。って聞いて、そのことについて初めから最後まで話してっていう言い方をして、語ってもらうんです。で、初めから最後の中で、もうちょっとその部分と全部聞き終わった後にちょっとブレイク、休憩を入れて、その部分をもっと細かくとか、いつとか、あと誰にっていうのがちょっと不明確だよねっていうのが出たら、もうちょっと具体的に誰々って、もし名前を言ってくれたとしたら、誰々ってあなたとどういう立場の人、って聞いてさらに特定するとか、そんなやり方をします。

加藤委員：

多分わからないんですけど、この被害内容から怪我のところまでがしっかり聞けているかってことだと思うので、この例えれば被害内容から被害日時の前にチェックがあるとか、そこが聞いているかという、要は目算が多分頭の中に先生方が浮かばないということなのかなと思ったので、それをチェックしておくというような案はあるのかなと思いました。ただ、それを何時何分にどこに何があったの、そういうことがあったんでしょ、っていうのは誘導になるということだと思うので、この起こったことを話してみてって

いう中で、それが出てくれば、もうそれを聞かなくて、チェックして書ければそれでいいっていう形なのかなというふうに思いました。

福士学校教育部長：

今、いろいろお話を伺っていて、ご意見ありがとうございました。橋詰先生もおっしゃるように、もし2回目ということも想定はしなきゃいけないんですが、今お話をの中で言われたとおり、まずは子供たちの心のケアが一番ですから、最初での聞き取りで済ませられるような努力はしていきたいと思います。今お話を伺っていて、よく学校でもいじめなんかがあった時に聞き取りをするんですけども、そういった時には最低限聞かなきゃいけないこと。でも、新たな事実がわかったことについては、1回目のシートに追記していくような形で2回目行うんですね。もしかしたら今お話しいただいたチェック項目をしっかりやった上で、2回目、3回目が仮に必要になった場合には子供たちの心の状況を確認しながら新たにというと一からになってしまふ可能性も出てくるので、負担がないような形で少し方法を考えていきたいと思います。

高橋会長：

はい、よろしくお願ひします。

橋詰委員：

いいですか。

高橋会長：

はい、お願ひします。

橋詰委員：

今議論されていた、まずできるだけ1回に限るべきだと。そこは全く異論ないです。基本はそうだと思うのですが、今ここで議論している中身というのは、5ページでいう性暴力等を対象にしたものですね。で、5ページに丸1から丸5があって、基本的には丸1から丸3は間違いなく犯罪該当行為、丸4も一応犯罪該当か。でも丸5はこれ7ページに例があるんですが、丸5については悪質なセクハラ発言、セクハラ行為などが含まれるという、例えば男子の男性の教員が女の子に対して胸が大きいねという発言をする。あるいは自分が見たアダルトサイトの話を延々とするとか、そういったこともありますよね。でも井上さん、これ犯罪構成しないですよね。

井上委員：

そうですね。もうそれだけ、その言動だけ切り取ったら難しいと思います。

橋詰委員：

なんですよね。だからそういうケースはあり得る。やっぱりその中身によって違うというか、いわゆる犯罪行為に当たるもの。先ほどの議論が該当するのは、まさに性被害の重いものは本当にそうだと思うんですけども、必ずしも警察が登場できないものがあるわけで。そういうことの方が頻度としては起きやすいんだろう、と。不適切言動でっていう、その延長にあるものなので、そういう時に記録をどうしていくのか。その時に多分複数回聞くことはやっぱりあり得ると思うんですよね。その時に複数回聞くことを、ここまでケアする必要があるかというと、やっぱり聞き取りの必要性の方が上回る場合も出てくると思うんですよね。両方というか、実際のケース、この1から5がせっかく5ペ

ページに上がっているので、これを想定した時に、軽重考えながら2パターン、3パターンぐらい重い場合にはとか、そうじゃない場合にはみたいなことを想定しないといけないかなというふうに思っています。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。

福士学校教育部長：

よろしいですか。補足なんですけれども、今お話しいただいた丸5のケース、警察が動く事案にはならないけれども、これ例えば先ほどの橋詰先生の発言の内容が実際にあったとすると、これは教員の信用失墜行為として懲戒処分の対象になるケースになります。そういう場合には、事故報告という形で。事実確認をしていく中で確認をしております。その方でもしっかりと見ていきたいというふうに考えております。

高橋会長：

これとはまた別のものがあるんですか。

橋詰委員：

ただ、僕の今のご発言を受けてなんですが、そっちに当たることはそっちに当たって全然構わないんです。それはそれで勝手にやってくださいという話であって。あくまでここでやっているのは、性被害を受けた子を守るためにどういうスキームを組んでいくかという中の話なので、そっちに当たって、そっちの記録があるからいいでしょうという話じゃない。そういうことをやっぱりこっちの中で一回完結して、整理しなきゃいけないかなと思います。

福士学校教育部長：

もちろん、そうですね。

高橋会長：

はい、わかりました。じゃあ、被害者児童側とそれから学校側を別々で行うということでお願いしたいと思います。聞き取りシートと報告シートが出ているんですけども、加藤先生、すいません、ケアの過程の報告っていうのは必要ないですか。

加藤委員：

記録には、私たちは残しますが、はい、それを学校の教員がケアするのかっていう問題も出てくると思うんですが、どうでしょうか。もちろんそういう事案があったら、学校としてはおそらく面談をした記録を事例として事案として残していくんだと思うので。プロセスを残した方がいいですけど。それに聞き取りシートのような何かを作るということは特段いらない気がします。

高橋会長：

わかりました。

大学では、学生相談室で相談を受けさせて、それで相談員が書いて、それを学生委員とかが見るんですけども。それで何かあったら教授会、教員、関係者に報告するっていうふうにうちはなっているんですね。なので、そこら辺の過程のところは、特にここではいいですかね。犯罪に対してということなので。ケアの状況とかどうなっているのかって

いう。

加藤委員：

ケアはしてくべきだと思うんですけど、それを管理職がチェックを必ず、まあチェックはするんですけど、なんて言うんでしょう、どういう話をして、どういう流れになってっていうのも事細かく誰がするかは学校によって違う…。

高橋会長：

違います。さわやか相談室の先生がケアをするとかっていうお話し相手になってみたいな、そんな感じだけでいいんですかね、先生。

橋詰委員：

僕はわからないです。

加藤委員：

学校によって医療が関わる場合も、児相が関わる場合も、スクールカウンセラーを追加で、スクールカウンセラーが増やしていただく場合も、一応書いてはあるような気はする。

高橋会長：

それで大丈夫ですかね。はい、すいません。被害者児童との交渉を残さないように。それから、どういうふうに立ち直っていったのかっていうのも残しておくと、その後の先のことともまた理解できると思いますので、対応の方もよろしくお願いします。杉山先生、先生のお立場からこの案につきましてございましょうか。

杉山委員：

特ないです。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。橋詰先生、その他、何かご意見が。

橋詰委員：

聞き取りシート、初動報告シートの中に、保護者の同意とか、何か保護者の情報共有とか何かそういうことはいらないですかね。聞き取りシート、最初の聞き取りにどこまで聞き取るかで、基本的には事実を淡々と聞くことなんでしょうけど、その中で本人がこうしてほしい、ああしてほしいっていう希望というか、そういうことも出てくることあると思うんですよね。それはまあ、様子のところに書くとするのか、それとも一応そういう項目があれば、聞く方も、ああ、それも一応聞けるんだったら聞いた方がいいんだっていう。そういうこともありますかねというふうに思いました。

高橋会長：

ありがとうございます。先ほどの議論で確かあの保護者の保護生の連絡、子供が望むかどうかっていう話もありましたので、そのところもちょっと確認が必要かもしれないですね。それはこの聞き取りシートのところでよろしいですかね。

橋詰委員：

あと、聞き取りシートに、同席者がいる時はどこか書かなきゃいけないんですね。

橋詰委員：

親が同席して。以上です。

高橋会長：

ありがとうございます。加藤先生、いかがですか。

加藤委員：

はい。私も同席者とかはあった方がいいかなと思いました。

高橋会長：

はい。やっぱり聞き取りシート、別紙1のところでですかね。

加藤委員：

そうですね。軽微なところであれば、おそらくハラスメントもそうなんんですけど、こうしてほしいとか、ああしてほしいという要望は聞くことが多いように思うので、それは欄があってもいいかなと思いますが、ご本人がこうしてほしいと、保護者がこうしてほしいが乖離することも多々あるので、むしろ聞かない方がいいのかとか、ちょっとそこら辺は考えどころかなと思うんですけど。対応として、例えば学校で同じフロアで会いたくないとか、そういうことも、何回か聞く中では出てきたりとか、そういうこともあると思うので。対応に関しては、誘導ではなくて聞いてあげた方がいいかなというふうにも思いました。

高橋会長：

大学生になると自分から言いますけど、やっぱり小さなお子さんなので、それは聞いてあげた方がいいと思います。学校来なくなっちゃうのが一番困りますので、子供さん第一でお願いいたします。井上様何か。

井上委員：

特にございません。

高橋会長：

ありがとうございます。教育委員会の先生方、何か。

深谷指導主事：

よろしければ、最後の箇所を説明していないので、そちらも合わせて、お願ひします。5番の21ページ以降、教育委員会における対応というところで、24ページでございますが、県への対応ということで、一応こちらは前回のものになかったもので、こちらに記載をさせていただきました。加えて、こちらの教育委員会もということで、市だったり議会だったり県の教育委員会に報告をするという項目も入れさせていただいております。あとは先ほどご説明した聞き取りシートと初動報告シートというのが、後段の方についてという形になりますて、一番最後、後ろのページにですね、別紙3という形で子どもの権利条約ということで、子どもの権利を尊重するというところを改めて大事にしていきたい、重視していかなければいけないという意味で、こちらの方にも「4つの原則」

というものを最後のところで記載させて、追加で入れさせていただいております。はい、以上でございます。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。今のところはいかがでしょうか。橋詰先生、マスコミへの対応はこんな感じでよろしいですか。

橋詰委員：

一応読みましたけど、特に気になるところはなかったので。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。先生ご専門の子どもの権利条約もこんな感じでよろしいですか。

橋詰委員：

原則は載せるなら別に止めませんが。知らない人もいるかもしれない、あった方が。ただ、ここまで見てる余裕ないですよね。本来ね。実際のところは。これはその前のマニュアルかなと思います。

高橋会長：

ありがとうございます。教育委員会の先生方いかがでござりますか。よろしいですか。

橋詰委員：

ごめんなさい、最後の、別紙のところで今、子どもの権利条約の4つの原則出てきましたけど、頭の文章の中どこかに出てくるんでしたっけ。

深谷指導主事：

権利条約自体ですか。権利条約自体は、文の中には出てきません。

橋詰委員：

ちょっと唐突ですよね。何か「はじめ」にでも1番の「基本理念」でもいいので、そうですね。何かどこかに入ってないと。基本理念の最初の方でいいかなと思います。

高橋会長：

この※印のところを入れておけばよろしいですかね。

橋詰委員：

入れ方は任せますが、そもそもどういう趣旨でこの別紙3をつけるのかっていうところがすいません、率直なところ、僕はまだあまりわからないです。あって別にダメとか言いませんけど、子供の環境が必ずあることはいいと思うんですが、ちょっと文章との関係では一回考えてみていただいて、いいと思います。

高橋会長：

はい。ちょっと唐突なので、入れるのであれば多分一番最初の理念の最初の方に入るかなと思いますので、ご再考願います。はい。他は何かお気づきになった点はありますでしょうか。

橋詰委員：

全体を通してなんですかけれども、今日これは検討第1回ということにしていますが、何回で検討を終えればいいのか、そこら辺のスケジュール感を教えていただいた上で、少なくともこれの直し版は一回見れる機会はあると思うんですけど、そこからどの程度で最後仕上げていけばいいのかと、進めればいいのかということを知りたいです。任期中、何回あるのかということですね。

高橋会長：

今後の予定をお話いただければ。

手島教育指導課長：

はい。一応、今後の12月議会の時に全員協議会がありますので、そこで議員の皆さんの方に現在これがどの程度進捗しているのかというところ、あと指針の方もまだ途中ではあるんですけれども、こんな形で今策定の方を進めているというところを情報提供を一旦させていただきたいと思っているんです。それを受けたまゝ、もしかしたらそこでご意見等も拾うこともあるかと思うので、今日頂いたご意見と、そこでの全員協議会での意見を含めた形で、年明け、1月、2月辺りでは是非もう一度この会を開かせていただいて、皆さんにご確認をしていただく。一応当初の予定としては3月までには出来上がるといいなという形では、目標として設定しておりますので、そこで最終的には3月の教育委員会定例会にかけさせていただいて、教育委員会の方で承認をいただくという形で目標を設定しているような形でございます。

高橋会長：

はい、ありがとうございます。

橋詰委員：

そうすると、結論としてはあと1回ということですね。我々のここで、それが一つモデルケースですけど。そうすると例えば今日の直しを入れていただいたものを、次の会議のところで、今回も3日ほど前ですかね、メールで。一応頂いておりますけれども、それを見て3日後のこの会議でもう全部っていうことで本当にいいのか、それともこの聞き取りシートとか報告シートとか、こういったものについては、またちょっと作っていただいたものをいろいろ意見出ると思うんですね。で、変な話、正解があるものでもないので、結構意見交換とか、作ってみたものを見た上でまたやるっていうことが必要な感じがするので、何かしら。どうですか皆さん、次で行けそうですか。

手島教育指導課長：

メールで、会議に際してっていうことではなくて、今日のこの会議を受けて、ちょっとこちらでも訂正を入れますので、それで一旦ちょっとやり取りさせていただいた上で、次回1、2月ぐらいで。

橋詰委員：

そうですね、その方がなんかいいのかなと。不完全燃焼でこの別紙のところがわからないので、完成がちょっと気になってます。

高橋会長：

では、お忙しいところ申し訳ないんですけども、またお願ひいたします。

では他に何かないようでしたら、以上で協議を終了させていただきます。皆様ありがとうございました。

深谷指導主事：

はい。円滑な進行、また熱心にご協議をいただきましてありがとうございました。先ほど橋詰先生からお話をあったとおり、来年また改めて、その前に修正したものをご覧いただきながら、来年1月もしくは2月のところで開催を予定、希望しております。また日程については、前回使わせていただいた調整用のアプリを一部の委員様でもご確認させていただくとともに、お電話等でも児童相談所や警察署の委員の皆様には、確認をさせていただき、日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、以上をもちまして、令和7年度第1回朝霞市教職員等の性暴力等の防止等に関する協議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

(以上)